

令和7年度

第9回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和8年2月18日（水曜日）午前10時00分～午前10時41分

場 所：オンライン開催

議 事

(1) 「(仮称)八王子インターチェンジ北計画 B街区」の新設について

○野田会長 まず、八王子市の「(仮称)八王子インターチェンジ北計画 B街区」におけるイオンモール株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要、「(仮称)八王子インターチェンジ北計画 B街区」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年8月29日、設置者はイオンモール株式会社、店舗の名称は「(仮称)八王子インターチェンジ北計画 B街区」、所在地は八王子市滝山町一丁目884番、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日は令和8年4月30日、店舗面積は4,009平方メートルです。

駐車場については、2か所合計で289台分整備します。併設施設を含んだ指針に基づく必要駐車台数は159台であり、これを上回る届出となっております。このほか、従業員・事業用として36台、施設全体としては325台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は出入口2か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は7台分設置いたします。

駐輪場については、3か所合計で115台分整備します。本計画地は八王子自転車等の放置の防止に関する条例に定める指定区域外になります。大規模小売店舗立地法の指針による参考値を用いて算出した台数は115台であり、これと同数の届出となっております。

荷さばき施設については、敷地南西側に133平方メートル整備します。使用時間帯は午前6時から午後10時までです。

廃棄物等の保管施設については、敷地南西側に30.94立方メートル整備します。併設施設を含めた排出予測量27.26立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時間は午前9時、閉店時刻は午後9時となっております。

駐車場の利用時間帯は午前8時30分から午後10時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地はJR八高線「小宮」駅の西約2.5キロメートルに位置しており、用途地域は

近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は市道を挟んで事務所、畑が立地、西側は空き地に隣接し、市道を挟んで緑地が立地、南側は市道を挟んで事務所、住宅が立地、北側は市道を挟んで当計画A街区が立地といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は空き地でした。

「3 説明会について」ですが、令和7年10月23日、木曜日、午後6時30分から午後7時40分まで、加住市民センター2階多目的室1、2で開催され、34名の出席がありました。

参加者からは、「駐車台数が少ないのではないか。」との意見があり、設置者からは、「本店舗は、近隣のイオンモールと比べても、かなり小さい規模です。必要駐車台数は、大店立地法の指針及び類似店舗実績から算出し、妥当と考えている。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、八王子市の意見を令和7年10月15日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 はい、特にございません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 先ほどの説明会の件なんですけれども、出席者が34名って結構人数が多いような気がしております、駐車場に対する懸念というところは出ていたと思うのですが、そのほかについては、特に意見等はなかったのでしょうか。ちょっとご参考までに、もし、分かれば教えていただきたいのですが。

○志賀課長代理 本件、出店計画を公表してから10年ぐらい時間がたっていて、地元の方が、いつ開店するのかというご関心があったということがありまして、いわゆる大店立地法の届出事項にある懸念材料として、一番ご意見いただいたのは、車の来退店経路に関して、もともと前面道路が八王子駅から真っすぐ北に貫通する道路で交通量がもともと多いので、そこについては、幾つかご懸念はあったけれど、それ以外の届出事項について、ご懸念があったというよりも、出店、何が来るのかなというご興味の方が多かったと

いうふうに認識をしております。

○鈴木委員 ありがとうございます。特にそれ以外はございません。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 すみません。特に異論ございません。

○野田会長 ありがとうございます。

小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 この地域は、ちょっと事務局にお尋ねしたところ、新しいインターができて、まちづくり方針をつくって、もともと住宅系の用途を近隣商業にしたということで、これからちょっとドラスティックに変わっていく地域なのかなというふうに思います。

その意味で、これから都市計画道路等も整備されるのだと思うのですが、交通量の調査結果を見ると、結構逼迫している部分もあって、警察協議をしたのだと思いますけれども、これから変更が、いろいろと変化がある地域だと思いますので、継続してちょっと状況を見ていただければなというふうに思います。

1点質問なのですが、先ほど地元住民の説明で、駐車場がこれで足りるのかということで、大店立地法の指針に基づいて出していると、それは、そうなのでしょうけれども、あわせて類似施設からも見ているというふうなことをおっしゃっていたのですが、そちら類似施設から見た情報というのは、資料のほうにはなかったのですが、そういった情報を、ちょっと口頭で補足していただくことというのは可能ですか。

○志賀課長代理 はい、すみません。類似施設で見たということは、届出書で言いますと、8ページ、9ページのところになりまして、物販施設の部分ではないのですが、併設施設でシネコンができますので、そのシネコン部分の算定を指針の割増式ではなく、近隣のイオンシネマ武蔵村山の実績で取って、安全側で見ているというところが、そちらの部分になります。

○大門委員 その部分が、それに該当するということですかね。

○志賀課長代理 はい、そうですね。説明会で説明したその実績を見ているというのは、その部分が該当する形になります。

○大門委員 はい、分かりました。

いずれにしても、今B街区の新設、A街区にも小さいものができるということで、これから大きく変わっていく地域かなというふうに思いますので、駐車場及び周辺の交通量については、継続して見ていっていただいで、ご対応いただければなというふうに思います。

以上です。

○志賀課長代理 かしこまりました。隣地も、同じ設置者になりますので、あわせて状況ですね、確認するようにお伝えしたいと思います。

○野田会長 では、朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にありません。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見はなしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 皆様挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「(仮称)八王子インターチェンジ北計画 B街区」におけるイオンモール株式会社による新設の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、八王子市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(2) 「赤羽ショッピングプラザ」の変更について

○野田会長 続きまして、北区の「赤羽ショッピングプラザ」における野村不動産株式会

社による変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、「赤羽ショッピングプラザ」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の2ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年8月20日、設置者は野村不動産株式会社、店舗の名称は「赤羽ショッピングプラザ」、所在地は北区赤羽二丁目5番7号、小売業者名は株式会社ダイエーです。

本店舗は、従前は商業施設がありましたが、建物老朽化に伴い今回の変更届出が提出されたものです。

変更前は3階建てでしたが、変更後は32階建てとなります。

店舗面積は6,980平方メートルから1,388平方メートルに減少します。

駐車場の位置及び収容台数については、変更前は届出書の19ページ、図3-1に記載のとおり、隔地等2か所で60台分ございました。変更後は届出書の20ページ、図3-2をご覧ください。隔地で21台整備します。これは指針に基づく必要台数21台と同数の届出です。

次に、駐輪場についてですが、届出書の19ページをご覧ください。

変更前は建物北側、西側、隔地で合計300台分の駐輪場がございました。変更後は20ページ、図3-2にあるとおり、店舗1階に90台分整備します。北区自転車の放置防止に関する条例に基づく必要駐輪台数は69台であり、これを上回る届出となります。

荷さばき施設は、変更前は建物南側に239平方メートル分ございましたが、変更後は店舗1階に80平方メートル分整備します。

廃棄物等保管施設につきましては、変更前は建物南側に11.17立方メートル分ございましたが、変更後は店舗1階に8.98立方メートル分設置します。指針に基づく排出予測量、6.47立方メートルに対し、充足します。

開店及び閉店時間は、変更前は午前9時から午後11時まででしたが、変更後は24時間になります。

駐車可能時間帯は午前8時30分から午後11時まででしたが、24時間になります。

自動車の出入口の数及び位置についてですが、変更前は合計で3か所ございました。変更後は出入口が1か所となっています。

変更する理由は店舗の建替に伴い、店舗面積、施設の配置及び運営に変更が生じるため、変更予定年月日は令和10年7月1日となっております。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗はJR東北線「赤羽」駅から東約345メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は中学校に隣接、西側は区道を挟んで、商業ビル、マンション、病院が立地、南側は区道を挟んで公園が立地、北側は区道を挟んで、商業ビルが立地といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和7年9月29日、月曜日、午後7時から午後8時まで、北区赤羽会館小ホールで開催され、17名の出席がありました。

「3階建てだった店舗の階数を減らすのはなぜか。」という質問をいただき、設置者からは、「営業品目を生鮮食料品等に絞った店舗として、従来より小型の店舗としました。」と説明しました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、北区の意見を令和7年11月28日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございませぬ。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございませぬ。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございませぬ。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 営業時間変更ということで、これまで来ていなかった方が、来られることもあるのかなと思いますので、周辺隔地の駐車場の入口とか一方通行がかかっていたりという地区のようですので、確実に交通規制を守っていただけるように、店舗から案内いただければと思います。

以上です。

○志賀課長代理 その旨、設置者のほうにお伝えさせていただきます。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 本件が建替ということなのですけれども、騒音について、駐車場の変更があって、予測結果ちょっと拝見しました。昼間、夜間の騒音レベルは、基準値下回っているということなのですけれども、夜間の騒音レベルの最大値については、敷地境界では、基準値を上回っていて、再々予測までしていただいて、保全の建物外壁では、基準値を下回るという結果になっていましたが、もし、周辺の方からご意見があった場合には、適切にご対応いただければと思います。よろしくをお願いします。

○志賀課長代理 その旨、設置者にお伝えさせていただきます。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございませぬ。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 皆様挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「赤羽ショッパーズプラザ」における野村不動産株式会社による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、北区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(3) 「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」の変更について

○野田会長 続きまして、多摩市の「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」における京王電鉄株式会社による変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要、「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年8月25日、設置者は京王電鉄株式会社、店舗の名称は「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」、所在地は多摩市関戸一丁目10番地1ほか、小売業者名は京王電鉄株式会社ほか38社での届出となっております。

今回の届出内容は、駐車場の位置及び収容台数の変更と廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更についてです。

駐車場の位置及び収容台数ですが、変更前は隔地の3か所合計で942台分の駐車場の届出がございました。変更後は位置は変わらず、3か所合計で870台分の駐車場の届出となっております。

変更後の台数で充足するのにかについては、届出書の11ページをご覧ください。

年間ピーク日の時間帯別ピーク在庫台数が、870台となっており、これと同数の届出となっております。

廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更については、廃棄物保管容量を容器容量で換算したことによる届出で、数値上は83.58立方メートルから79.20立方メートルになってはいますが、実質的な変更はございません。

変更する理由は駐車場のレイアウト変更により、駐車台数が減少するため及び廃棄物保管容量を容器容量で換算したため、変更予定年月日は令和8年4月26日です。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は京王線「聖蹟桜ヶ丘」駅から約20メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は市道を挟んでオフィスビルが立地、西側は市道を挟んで商業施設、事務所等が立地、南側は事務所が隣接、北側は市道を挟んで事務所及び隔地駐

車場が立地といった環境となっています。

「3 説明会について」ですが、令和7年9月17日、水曜日、午後7時から午後7時30分まで、アウラホールで開催され、2名が出席しました。

出席者からは、「車両の大型化に対応するため、3階と4階の駐車マスを変更することだが、ほかの階は変更しないのか。」と質問があり、「現段階では、そのとおりです。」と回答しました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、多摩市の意見を令和7年11月28日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 はい、特にございません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございません。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 第3駐車場は、基準値を超えるような予測になっていまして、多分今まででも、住人の方からの苦情がなかったからということを書いてあったので、もし、あった場合に、即、速やかに対応していただけるようお願いできればと思いました。

以上です。

○志賀課長代理 その旨、お伝えさせていただきます。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございません。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

- 道満委員 特にございませぬ。
- 野田会長 南部委員、いかがでしょうか。
- 南部委員 特にございませぬ。
- 野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタをン押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタををクリック]

- 志賀課長代理 全員挙手いただきました。
- 野田会長 それでは、「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」における京王電鉄株式会社による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、多摩市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(4) 「京王多摩センター駅高架下店舗」の変更について

- 野田会長 続きまして、多摩市の「京王多摩センター駅高架下店舗」における京王電鉄株式会社による変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

- 志賀課長代理 審議案件の概要、「京王多摩センター駅高架下店舗」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の4ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年8月25日、設置者は京王電鉄株式会社、店舗の名称は「京王多摩センター駅高架下店舗」、所在地は多摩市落合一丁目10番地1、小売業者名は株式会社京王ストアほか5社での届出となっております。

今回の届出内容は、駐輪場の位置及び収容台数の変更についてです。

駐輪場の位置及び収容台数ですが、変更前は店舗1階に258台分の駐輪場の届出がございました。変更後は店舗1階を205台とし、敷地南西側に46台分の駐輪場を設置し

て、合計 251 台とします。

変更後の台数で充足するののかについては、届出書の 6 ページをご覧ください。

この数字は、多摩市自転車等の放置防止に関する条例に基づく必要駐輪台数 251 台と同数となっています。

変更する理由は駐輪場の一部を移設するため、変更予定年月日は令和 8 年 4 月 26 日です。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は京王相模原線「京王多摩センター」駅に直結しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は市道を挟んで、駐輪場やレンタカー事務所が立地、西側は都道を挟んで商業施設が立地、南側は駅ロータリーに隣接、北側は市道を挟んで飲食店が立地といった環境となっています。

「3 説明会について」ですが、令和 7 年 10 月 22 日、水曜日、午後 7 時から午後 7 時 15 分まで、パルテノン多摩 4 階第 3・4 会議室で開催され、1 名が出席しました。

出席者からは、「なぜ、駐輪場を減少するのか。」との質問があり、「駅施設のキュービクルを設置するため減少させます。不足分を補うため、位置も変更します。」と回答し、理解を求めました。

「4 法 8 条に基づく意見」ですが、多摩市の意見を令和 7 年 11 月 28 日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございませぬ。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございませぬ。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございませぬ。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 意見ではないのですがけれども、図面の資料のところ、周辺の様子分かるように一部写真を入れていただいたところがあって、状況が分かりやすくてよかったかなと思いました。ありがとうございます。

以上です。

○志賀課長代理 ありがとうございます。

今回、ちょっとこういう形で用意させていただきました。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございません。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 皆様挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「京王多摩センター駅高架下店舗」における京王電鉄株式会社による変更の届出の案件については、次のとおり決定いたします。

本案件に係る届出は、多摩市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(5) 「モリタウン」の変更について

○野田会長 続きまして、昭島市の「モリタウン」における三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要、「モリタウン」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の5ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年9月11日、設置者は三井住友信託銀行株式会社、店舗の名称は「モリタウン」、所在地は昭島市代官山二丁目3番1号、小売業者名は株式会社さが美ほか56社での届出となっております。

今回の届出内容は、駐車場の位置及び収容台数の変更と廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更についてです。

駐車場の位置及び収容台数ですが、変更前は2か所合計で1,465台分の駐車場の届出がございました。変更後は位置は変わらず1か所で1,190台分の駐車場の届出となっております。

なお、箇所数が数字上減っておりますが、変更前のNo.1とNo.2は、車路で接続して、相互に行き来できる構造になっており、実質的に変更はありません。

変更後の台数で充足するのにかについては、届出書の7ページをご覧ください。

年間ピーク日の時間帯別在庫台数が、1,190台となっており、これと同数の届出となっております。

廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更については、廃棄物保管容量を容器容量で換算したことによる届出で、数値上は197.78立方メートルから37.83立方メートルになっておりますが、実質的な変更はありません。

変更する理由は駐車場の利用実態に即した届出台数とし、廃棄物保管容量を容器換算するため、変更予定年月日は令和8年5月12日です。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗はJR青梅線「昭島」駅の北約30メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は市道を挟んで駐車場が立地、西側はロータリーを挟んで事務所ビルが立地、南側は通路を挟んで青梅線の駅舎及び線路が立地、北側は市道を挟ん

で映画館、商業施設が立地といった環境となっています。

「3 説明会について」ですが、令和7年10月31日、金曜日、午後7時から午後7時20分まで、昭和会館2階第2集会室で開催され、4名が出席しました。

出席者からは、「今回の変更で、工事の発生や出入口の変更などの運営方法に変更が生じるのか。」との質問があり、「工事や出入口などの運営方法の変更はありません。」と回答しました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、昭島市の意見を令和7年10月20日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見はございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 今意見、あったと思うのですが、屋上駐車場とその立体駐車場というのは、もともとつながっていたということによろしいのでしょうか。

○志賀課長代理 おっしゃるとおりです。もともとつながっていたのを、こういうケースで、駐車場ナンバーを分けて届出するか、一つとして出すのかは、そのときの設置者さんのカウントの仕方で、特に決め事がなくて、昔は別々に分けていたのですが、今回の届出に当たって、実質的に1か所なので、1か所としたいということで変更をかけています。

○坂村委員 分かりました。図面見ても特に車の動線とかも大きく変わっているわけではないということで、よろしいのですよね。

○志賀課長代理 はい、駐車場の中の動線も変更はございません。

○坂村委員 分かりました。はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございませぬ。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございませぬ。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にありません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございませぬ。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございませぬ。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「モリタウン」における三井住友信託銀行株式会社による変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、昭島市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

以上で、本日の議題5件の審議は全て終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。